

第**84**回

定時株主総会
招集ご通知

2023年4月1日 ▶ 2024年3月31日まで

開催
日時

2024年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始9時）

開催
場所

東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号
吉祥寺エクセルホテル東急
8階「アンバサダールーム」

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時30分まで

ごあいさつ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第84回定時株主総会の招集ご通知をお届けするに当たり、ご挨拶申し上げます。

2023年度は、旅客需要が回復し、エアラインでは新造機の発注や既存運航機体の改修等更なる旅客需要への対応に向けた商談に活発な動きが見られました。一方では、機材の運航管理や空港施設運営、更に、旺盛な需要に応えるべき機体製造等に係わるサプライチェーン全体においては、資材不足、部品価格の高騰や人員不足等が顕在化しました。

当社では、更なる経営基盤の強化を図るため、航空機内装品等製造関連において国内子会社の統合を実施したほか、航空機整備等関連と航空機器等製造関連においては、それぞれの事業部を統合しました。又、航空機シート等製造関連においては、新規開発を伴う受注を一時的に凍結し、技術開発人財と生産キャパシティを当社の主力である航空機内装品事業に集約することとしました。

しかしながら、2024年3月期通期業績については、公表予想値を大幅に下回る結果となり、今後の安定的な経営のためにはコロナ禍で棄損した財務基盤の一層の強化が最重要課題であると考え、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様には、深くお詫び申し上げます。

2024年度においては、財務基盤の改善ほかサプライチェーンの強化を含む諸課題への対応を進め、効率的且つ筋肉質な企業構造への変革、収益力の改善を図り、先に公表した利益計画の達成と復配に向けて、グループ一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様には、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役会長

阿部 俊之

経営理念

技術のジャムコは、士魂の気概をもって

- 一、夢の実現にむけて挑戦しつづけます。
- 一、お客様の喜びと社員の幸せを求めていきます。
- 一、自然との共生をはかり、豊かな社会づくりに貢献します。

経営基本方針

- 飛行安全の確保と品質の向上を図る。
- 航空業界を基軸に、技術力を生かした付加価値の高い製品およびサービスを供給する。
- 株主への還元、社員の幸せを目指し、社業を通じて社会に貢献する。
- 変化に柔軟に対応した企業構造および事業内容を追求し、顧客満足度と企業価値の向上を図る。

証券コード：7408
2024年6月7日
(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

株 主 各 位

(本店) 東京都三鷹市大沢六丁目11番25号
(本社) 東京都立川市高松町一丁目100番地

株式会社 **ジャムコ**

代表取締役会長 阿部 俊之

第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.jamco.co.jp/ja/ir/stocks/meeting.html>



又、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイトへアクセスし、銘柄名(会社名)に「ジャムコ」又は証券コード「7408」をご入力の上検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択してご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使していただくことができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使等についてのご案内」(4頁)をご参照の上、2024年6月25日(火曜日)午後5時30分までに行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月26日（水曜日） 午前10時
2 場 所	東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号 吉祥寺エクセルホテル東急 8階 「アンバサダールーム」
3 目的事項	報告事項 (1) 第84期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第84期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	「議決権行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 会社の新株予約権等に関する事項
 - ・ 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

書面又はインターネットで議決権を行使される場合

書面による議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。

議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご返送くださいますようお願い申し上げます。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時30分入力分まで

株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時(受付開始9時)

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 議決権行使書面において、各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

(3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(4) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から**当社の指定する議決権行使サイトにアクセス**いただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

議決権行使期限

2024年6月25日（火曜日）午後5時30分まで

※毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止いたします。

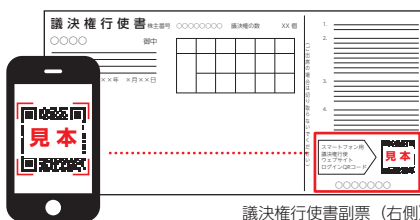
QRコードを読み取る方法

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。



スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。



議決権行使書副票（右側）

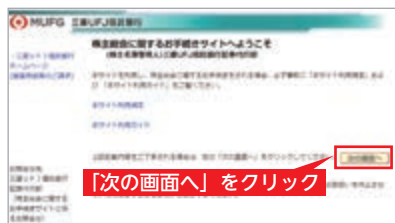
- 1 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。
- 2 ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

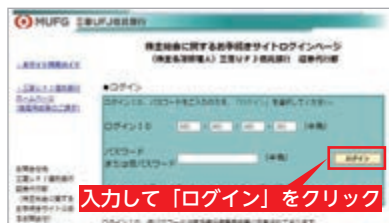


パソコンの場合

- 1 議決権行使サイトへアクセス
- 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「次の画面へ」をクリック



入力して「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境によっては、議決権行使サイトをご利用いただけない場合がございます。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について一部追加を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の機動的な運営を図るべく、現行定款第15条（招集権者および議長）及び第26条（取締役会）に定めるそれぞれの機関の招集権者及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。
- (3) 当社は執行役員制度を採用し、役付執行役員を選定していることを踏まえ、「第7章 執行役員」を新設し、関連する条文を第43条（執行役員および役付執行役員）として新設するものであります。
- (4) 上記の変更に伴い、章及び条数の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 （目 的）	第1章 総 則 （目 的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 （現行どおり）
（1）航空機の製造、修理、改造、整備および販売	（1）航空機（ <u>無人航空機を含む。以下同じ。</u> ）の製造、修理、改造、整備および販売
（2）～（19） （条文省略）	（2）～（19） （現行どおり）
第2章 （条文省略）	第2章 （現行どおり）
第3章 株主総会 （招集権者および議長）	第3章 株主総会 （招集権者および議長）
第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。ただし、 <u>取締役社長</u> に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。	第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>定める取締役</u> が招集し、その議長となる。ただし、 <u>当該取締役</u> に欠員または事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、その議長となる。

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会)</p> <p>第26条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長</u>に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3.～6. (条文省略)</p> <p>第5章～第6章 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7章 計算 第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役会)</p> <p>第26条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、会社の業務執行に関する重要な事項を決定する。</p> <p>2. 取締役会は、<u>取締役会の決議に基づいて定める取締役</u>が招集し、議長となる。<u>当該取締役</u>に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3.～6. (現行どおり)</p> <p>第5章～第6章 (現行どおり)</p> <p>第7章 <u>執行役員</u> (<u>執行役員および役付執行役員</u>)</p> <p>第43条 <u>執行役員は、取締役会の決議によって選任する。なお、執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会で定める規程による。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他取締役会で定める役付執行役員各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第8章 計算 第44条～第47条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1 再任	あべ としゆき 阿部 俊之	代表取締役会長	14回／14回（100%）
2 新任	つねまつ こういち 恒松 孝一	社長執行役員 CEO	—
3 再任	よねくら たかし 米倉 隆	代表取締役副社長執行役員	14回／14回（100%）
4 再任	きむら としかず 木村 敏和	取締役副社長執行役員	14回／14回（100%）
5 再任	たかはし ゆう 高端 優	社外 取締役	12回／12回（100%） （就任以降）
6 再任	はらだ しげる 原田 茂	社外 取締役	14回／14回（100%）
7 再任	すずき しんいち 鈴木 伸一	社外 独立役員 取締役	13回／14回（93%）
8 再任	わたなべ じゅいち 渡辺 樹一	社外 独立役員 取締役	14回／14回（100%）
9 再任	つる ゆき 鶴 由貴	社外 独立役員 取締役	14回／14回（100%）



候補者
番号

1 阿部 俊之

再任

生年月日	1960年8月7日生
取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
所有する当社株式の数	8,455株

略歴、当社における地位、担当

- 1983年4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2016年10月 同社プラント・船舶・航空機部門長補佐
- 2017年4月 同社プラント・船舶・航空機部門長代行、審議役
- 2018年4月 同社トルコ代表 イスタンブール事務所長
- 2020年4月 同社准執行役員トルコ代表 イスタンブール事務所長
- 2021年3月 当社顧問
- 2021年4月 副社長執行役員（社長補佐）
- 2022年4月 社長執行役員、CEO
- 2022年6月 代表取締役社長、CEO
- 2024年4月 代表取締役会長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社の准執行役員トルコ代表を務め、海外における豊富な経験と経営全般にわたる見識を備えております。2021年4月に当社副社長執行役員に就任して以来、力強いリーダーシップを発揮し、当社グループの経営改革に大きく貢献してまいりました。2022年6月に当社代表取締役社長CEOに就任し、当社を代表し経営の意思決定及び業務を統轄執行してまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

2 つねまつ こういち
恒松 孝一

新任

生年月日

1962年4月29日生

取締役会への出席状況

—

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位、担当

- 1987年4月 ソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）入社
- 2001年4月 Sony Hungaria Kft 現地法人社長
- 2005年4月 ソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）オーディオ事業本部 マーケティング部統括部長
- 2006年9月 Sony HongKong Marketing Company 社長
- 2009年11月 ソニー株式会社（現・ソニーグループ株式会社）グローバルセールス&マーケティング本部統括部長
- 2011年4月 ホシザキ電機株式会社入社（社長付）海外戦略推進部長
- 2012年10月 Hoshizaki USA Holdings/Hoshizaki America, Inc. 現地法人社長
- 2015年3月 ホシザキ電機株式会社 取締役 海外事業担当
- 2018年3月 ミスミグループ本社入社 副社長補佐 兼 常務執行役員
- 2019年4月 同社 常務執行役員 兼 欧州企業体現地法人社長
- 2023年4月 伊藤忠商事株式会社 入社
- 2023年4月 当社出向 副社長執行役員（社長補佐、業務改革推進担当、CSO）
- 2024年3月 伊藤忠商事株式会社 退職
- 2024年4月 当社社長執行役員、CEO
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は海外事業会社における企業経営者としての豊富な経験と多大な実績を有しており、又、2023年4月に当社副社長執行役員に就任して以来、力強いリーダーシップを発揮し、当社グループの業務改革推進に大きく貢献してまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

3 よねくら たかし
米倉 隆

再任

生年月日	1960年3月31日生
取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
所有する当社株式の数	10,664株

略歴、当社における地位、担当

- 1983年4月 全日本空輸株式会社入社
- 2006年7月 同社整備本部機体メンテナンスセンター業務推進室 室長
- 2008年4月 同社整備本部機装センター整備部 部長
- 2010年4月 同社勤労部 主席部員
- 2011年4月 同社勤労部 副部長
- 2012年4月 スカイビルサービス株式会社出向
- 2014年4月 全日本空輸株式会社整備センター部品事業室 副室長 兼 整備センター部品事業室部品計画部 部長
- 2014年12月 同社整備センター部品事業室 副室長 兼 整備センター部品事業室部品計画部 部長 兼 整備センター部品事業室部品計画部装備品チームリーダー
- 2015年4月 同社整備センター機体事業室 室長
- 2015年9月 同社整備センター機体事業室 室長 兼 MRO Japan株式会社 代表取締役社長
- 2016年3月 MRO Japan株式会社 代表取締役社長退任
- 2016年4月 全日本空輸株式会社整備センター副センター長 兼 整備センター機体事業室 室長
- 2017年4月 同社執行役員 整備センター副センター長 兼 整備センター機体事業室 室長
- 2019年4月 同社上席執行役員 整備センター副センター長
- 2020年4月 ANAホールディングス株式会社社参与
- 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、情報システム担当、品質保証・航空機整備事業管掌、CIO)
- 2021年1月 代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、情報システム担当、安全推進・品質保証・航空機整備事業管掌、CIO)
- 2022年4月 代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、航空機器製造事業担当、安全品質統括・航空機整備事業管掌)
- 2024年4月 代表取締役副社長執行役員 (社長補佐、安全品質統括管掌、航空機整備・製造事業管掌、CRO)
- 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社にて、上席執行役員 整備センター副センター長を務めるなど、航空輸送業界での豊富な経験と見識を備えております。又、当社取締役の就任後は、安全推進、品質保証、情報システム、航空機整備事業及び航空機器製造事業を管掌し、重要な業務執行及び経営の意思決定・監督を行ってまいりました。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

4 きむら としかず
木村 敏和

再任

生年月日	1959年10月14日生
取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
所有する当社株式の数	17,564株

略歴、当社における地位、担当

- 1980年 4月 当社入社
 - 2009年 4月 経営企画部長
 - 2012年 6月 取締役経営企画部長
 - 2013年 6月 執行役員（経営企画・広報IR・総務担当）
 - 2014年 4月 執行役員（社長特命事項・総務担当）
 - 2014年 6月 執行役員（社長特命事項・総務担当 兼 総務部長）
 - 2015年 4月 常務執行役員（経営企画部長、人事・総務管掌、CRO）
 - 2015年 6月 取締役常務執行役員（経営企画部長、人事・総務管掌、CRO）
 - 2016年 4月 取締役専務執行役員（経営企画、広報・IR担当 兼 経営企画部長、CRO）
 - 2016年11月 取締役専務執行役員（人事総務担当、CFO、CCO）
 - 2017年 4月 取締役専務執行役員（人事総務管掌、CFO）
 - 2017年12月 取締役専務執行役員（人事総務管掌、CCO）
 - 2018年 4月 取締役専務執行役員（人事総務担当、CCO）
 - 2019年 1月 取締役専務執行役員（人事総務部長、CCO）
 - 2019年 4月 取締役専務執行役員（人事総務担当、CCO）
 - 2020年 9月 取締役専務執行役員（人事総務・広報担当、CCO）
 - 2022年 4月 取締役専務執行役員（人事総務・広報・サステナビリティ推進担当、CCO）
 - 2023年 4月 取締役副社長執行役員（人事総務管掌、広報・サステナビリティ推進担当、CAO、CCO）
 - 2024年 4月 取締役副社長執行役員（社長補佐、人事総務管掌、広報・サステナビリティ推進担当、CCO）
- 現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画及び人事総務部門での豊富な経験と知識並びにCRO、CFO、CCOとしての実績を有し、取締役として、重要な業務執行及び経営の意思決定・監督を行ってまいりました。現在は社長補佐、人事総務管掌、広報・サステナビリティ推進担当、CCOとして、当社の企業価値向上に大きく貢献しております。当社の経営理念を実現し事業戦略を遂行できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。



候補者
番号

5 た か は し ゆ う
高 端 優

再任 社外

生年月日	1972年10月22日生
取締役会への出席状況	12回/12回 (100%) (就任以降)
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 1995年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 2017年 4月 伊藤忠アビエーション株式会社 防衛営業本部長代行 兼 営業第2部長
- 2017年12月 同社 防衛営業本部長 兼 営業第2部長
- 2018年 4月 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長代行
- 2021年 4月 ITOCHU Aviation, Inc. (米国) Chairman, President & CEO
- 2023年 4月 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長
日本エアロスペース株式会社 取締役
伊藤忠アビエーション株式会社 取締役
ITOCHU Aviation, Inc. 取締役
ライラック株式会社 取締役
- 2023年 6月 当社社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

- 伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長
- 日本エアロスペース株式会社 取締役
- 伊藤忠アビエーション株式会社 取締役
- ITOCHU Aviation, Inc. 取締役
- ライラック株式会社 取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社の機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長を務めており、航空業界での豊富な経験を有しています。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

6 はらだ しげる
原田 茂

再任

社外

生年月日	1965年11月9日生
取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 1988年4月 全日本空輸株式会社入社
- 2001年4月 同社整備本部 技術部 機装技術チーム 主席部員
- 2002年7月 同社整備本部 部品計画部 機装資材チーム 主席部員
- 2004年8月 同社整備本部 技術部 787開発シアトル駐在 主席部員
- 2009年4月 同社整備本部 技術部 機装技術チーム 主席部員
- 2013年4月 同社整備センター 機体事業室 機体技術部システム運用技術チームリーダー
- 2016年4月 同社整備センター 機体事業室 機体技術部部長
- 2018年4月 同社整備センター 技術部部長
- 2022年4月 同社整備センター 副センター長
- 2022年6月 当社社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

全日本空輸株式会社 整備センター 副センター長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社整備センター副センター長を務めており、航空輸送業界での豊富な経験を有しています。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

7 すずき しんいち
鈴木 伸一

再任

社外

独立役員

生年月日	1948年11月12日生
取締役会への出席状況	13回/14回 (93%)
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 1971年 7月 川崎重工業株式会社入社
- 2000年 7月 同社航空宇宙事業本部 営業本部 防衛システム部長
- 2003年 4月 同社理事 航空宇宙カンパニー営業本部 副本部長 兼 防衛航空機部長
- 2005年 4月 同社執行役員 航空宇宙カンパニーバイス・プレジデント 兼 営業本部長
- 2008年 6月 日本飛行機株式会社 代表取締役社長
- 2012年 6月 同社顧問
- 2014年 6月 当社社外取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立取締役の立場から取締役会において積極的な意見具申及び監督を行ってまいりました。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

8

わた な べ
じ ゅ い ち
渡辺 樹一

再任

社外

独立役員

生年月日	1955年6月7日生
取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 1979年4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 1986年12月 同社アルジェリア事務所 エネルギー・化学品担当ダイレクター
- 1991年4月 伊藤忠石油開発株式会社 次長
- 1996年12月 ソニー生命保険株式会社入社
- 1998年1月 アイダエンジニアリング株式会社入社 国際事業部 主事
- 1999年3月 同社国際事業推進室 事務局長 兼 営業企画管理部長
- 2003年10月 同社管理本部 管理グループ長
- 2004年11月 同社AIDA S.r.l (イタリア子会社) 欧州事業副社長 兼 CFO 兼 ドイツ子会社取締役
- 2007年1月 同社子会社 監査室長、内部統制監査室長 兼 子会社業務室長
- 2010年4月 帝国インキ製造株式会社入社 海外業務部長
- 2011年4月 ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社入社 経営企画部マネジャー
- 2015年4月 同社CS第2部 シニアマネジャー
一般社団法人GBL研究所 理事
早稲田大学 非常勤講師
- 2016年6月 当社社外取締役
- 2018年9月 ジャパン・ビジネス・アシュアランス株式会社 シニアアドバイザー
- 2020年6月 株式会社ラック社外取締役
- 2021年1月 合同会社御園総合アドバイザー (現・合同会社Centex) 顧問
- 2021年6月 弁護士法人御園総合法律事務所 顧問
- 2023年4月 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 顧問
- 2023年11月 株式会社東京衡機 顧問
- 2023年12月 株式会社東京衡機 社外監査役
- 2024年1月 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 シニア・フェロー
現在に至る

(重要な兼職の状況)

一般社団法人GBL研究所 理事

合同会社Centex 顧問

弁護士法人御園総合法律事務所 顧問

一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 シニア・フェロー

株式会社東京衡機 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、国際企業活動に関わる豊富な経験並びに米国公認会計士、公認内部監査人及び公認不正検査士としての会計並びに内部統制に関する幅広い見識を有しており、独立取締役の立場から取締役会において積極的な意見具申及び監督を行ってまいりました。これらの経験に立脚した業務執行の監督及び経営的視点からの助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。



候補者
番号

9 ^{つる} 鶴 ^{ゆき} 由貴

再任

社外

独立役員

生年月日	1969年5月16日生
取締役会への出席状況	14回/14回 (100%)
所有する当社株式の数	0株

略歴、当社における地位、担当

- 2000年4月 弁護士名簿登録（東京弁護士会入会）
- 2000年4月 東京シティ法律事務所（現・シティユーワ法律事務所）入所
- 2007年4月 東京弁護士会倫理特別委員会委員
同委員会副委員長
- 2007年10月 弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所入所
- 2008年6月 東京弁護士会男女共同参画推進本部委員
- 2009年6月 日弁連知財センター委員
- 2012年2月 不正競争防止法調査員
- 2012年3月 日本弁護士連合会代議員
- 2012年4月 東京弁護士会常議員
- 2014年6月 日弁連男女共同参画推進担当委員
- 2014年6月 一般社団法人如水会理事
- 2015年4月 侵害判定諮問委員
- 2016年4月 国立大学法人一橋大学監事
- 2019年2月 税関専門委員
- 2020年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役
- 2021年6月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 非常勤監事
- 2022年6月 杉本商事株式会社 社外取締役
- 2022年6月 当社社外取締役
- 2023年6月 アサヒホールディングス株式会社（現・AREホールディングス株式会社） 社外取締役（監査等委員）
現在に至る

(重要な兼職の状況)

弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所

東京弁護士会倫理特別委員会委員

日弁連知財センター委員

侵害判定諮問委員

税関専門委員

阪急阪神ホールディングス株式会社 社外取締役

独立行政法人製品評価技術基盤機構 非常勤監事

杉本商事株式会社 社外取締役

AREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、弁護士として企業法務をはじめとする幅広い見識と経験を有しております。又、男女共同参画等の女性活躍の推進に関する深い見識を有しております。これらの見識と経験を活かし、コーポレートガバナンス、コンプライアンス及びリスク管理等について専門的な観点からの助言に加え、女性取締役及び独立取締役の立場から有益で活発な提言及び助言をいただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 高端優、原田茂、鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の5氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
 - (2) 高端優氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第84回定時株主総会終結の時をもって1年間となります。原田茂氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第84回定時株主総会終結の時をもって2年間となります。鈴木伸一氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第84回定時株主総会終結の時をもって10年間となります。渡辺樹一氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第84回定時株主総会終結の時をもって8年間となります。鶴由貴氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は第84回定時株主総会終結の時をもって2年間となります。
 - (3) 当社は、高端優、原田茂、鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の5氏との間で期待された役割を十分に発揮できるよう、当社定款に基づき責任限定契約を締結しております。5氏の再任が承認された場合、当社は5氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
 - (4) 原田茂、鶴由貴の両氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。又、候補者のうち、再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、次回更新時には、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。
4. 渡辺樹一氏は2024年5月30日開催予定の株式会社東京衡機の第118回定時株主総会で同社の社外取締役（監査等委員）に就任予定であります。
5. 鶴由貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹由貴であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

又、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。



いわつき やすより
岩月 泰頼

社外

生年月日

1976年12月19日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、当社における地位

- 2005年10月 検事任命
- 2013年5月 東京弁護士会登録
- 2013年5月 松田綜合法律事務所 入所
- 2016年4月 松田綜合法律事務所 パートナー
- 2019年4月 名古屋大学未来社会創造機構 客員准教授
- 2023年5月 アルカ・デ・エフホールディングス株式会社 社外取締役
現在に至る

(重要な兼職の状況)

- 松田綜合法律事務所 パートナー
- 名古屋大学未来社会創造機構 客員准教授
- アルカ・デ・エフホールディングス株式会社 社外取締役

補欠監査役候補者とした理由

同氏は、検察官及び弁護士として豊富な経験及び見識を有しております。これらの知見を活かして、特に当社のガバナンス及びコンプライアンスの強化について専門的な観点から監督、助言をいただくことを期待できることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
- (1) 岩月泰頼氏は社外監査役候補者であり、就任した場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
 - (2) 当社は、補欠監査役候補者である岩月泰頼氏が社外監査役に就任した場合、期待された役割を十分に発揮できるよう、当社定款に基づき同氏と責任限定契約を締結する予定であります。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額です。
 - (3) 岩月泰頼氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。候補者は、当社の監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には、当該保険契約を同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) スキル・マトリックス

役 職	氏 名	企業経営	業界の知見	海外経験	製造・整備・ 技術・品質	財務・会計	人事・労務・ 人財開発	法務・ コンプライアンス	リスク マネジメント
1 取締役	阿部 俊之	●		●					●
2 取締役	恒松 孝一	●		●					●
3 取締役	米倉 隆	●	●		●				
4 取締役	木村 敏和				●		●	●	
5 社外取締役	高端 優	●	●	●					
6 社外取締役	原田 茂		●	●	●				
7 社外取締役 (独立役員)	鈴木 伸一	●	●		●				
8 社外取締役 (独立役員)	渡辺 樹一			●		●			●
9 社外取締役 (独立役員)	鶴 由貴							●	●
10 監査役	蕪木 昇		●		●	●			
11 監査役	粕谷 寿久	●			●				●
12 社外監査役 (独立役員)	高橋 均			●				●	●
13 社外監査役 (独立役員)	池之上 孝幸			●		●			

(注) 1. 各役員に特に期待される項目を3つまで記載しております。上記一覧表は、各役員の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

2. 本株主総会の第2号議案が承認可決された場合の構成を記載しています。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、回復基調を維持していますが、中東における地政学上リスク、長期化するウクライナ情勢などによるエネルギー価格の変動や原材料価格の上昇、又、世界的な金融引締めや中国の景気減速による影響など、依然として不透明な状況が続きました。このようななかで、ドル円為替相場は対米ドル円レート131円台から151円台で推移しました。

航空輸送業界では、新型コロナウイルス感染症の鎮静化により旅客需要が回復し、エアラインでは大口の機体発注などの動きが見られ、これを受けて航空機メーカーは機体の増産に取り組んでいます。一方で、機材の運航や空港施設、加えて機体製造に係わるサプライチェーン全体においては人員不足への対応が急務となっています。

(ご参考) 財務ハイライト

売上高	639億99百万円 前期は売上高472億25百万円	営業利益	23億83百万円 前期は営業利益17億33百万円
経常利益	9億99百万円 前期は経常利益11億27百万円	親会社株主に 帰属する 当期純利益	17億10百万円 前期は当期純利益21億74百万円

このようななかで当社グループでは、2030年におけるジャムコグループのあるべき姿、進むべき方向性を明文化したJAMCO Vision 2030を実現するための三本柱として、JX：ジャムコ・トランスフォーメーション（業務改革）、SX：サステナビリティ・トランスフォーメーション、HRX：ヒューマンリソース・トランスフォーメーションのタスクチームを設置して、当社業務の基礎課題を解決すべく、推進体制の強化と共に取組みを推進しました。

航空機内装品等製造関連においては、航空旅客需要の回復に伴い、航空機メーカーの増産やエアラインのスペアパーツ需要の増加に対応すべく、増産体制強化に取り組みました。又、製造工程においては、グループ全体の経営資源の有効活用、効率化・合理化による経営基盤の強化を図るため、国内子会社の統合を決定すると共に、ジャムコフィリピンの生産能力・機能拡張計画や国内外のサプライチェーンの強靱化に取り組みました。

航空機シート等製造関連においては、航空機メーカーによる新造機の増産計画やエアラインが運航している既存機の機内改修需要が急拡大していることから、「選択と集中」により、航空機シート事業の開発を伴う受注を一時的に凍結し、開発人財と生産キャパシティを当社の主力である航空機内装品事業に集約することとしました。

航空機器等製造関連においては、生産性改善の取組みを行うと共に、熱可塑性CFRPを活用した航空機用軽量機体部材の開発や熱硬化性CFRP部材の航空機分野以外への展開を進めました。

航空機整備等関連においては、飛行安全の確保と品質向上の取組みを継続すると共に、エアライン、官公庁向け整備の受注に努め、安定した収益を上げるため事業基盤の強化に取り組みました。更に、無人航空機（ドローン）に対する運用サポートなどの新規事業分野への取組みも開始しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高63,999百万円（前期比16,773百万円増）、営業利益2,383百万円（前期比649百万円増）と増収増益でしたが、経常利益については、為替差益の減少や金利負担増加などにより999百万円（前期比127百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益1,710百万円（前期比463百万円減）となりました。

なお、当連結会計年度末に次期以降の完成工事に対する工事損失引当金を5,209百万円計上しております。この工事損失引当金による期間損益への影響は、当第4四半期連結会計期間において売上原価900百万円の増加（第3四半期連結会計期間末の工事損失引当金は4,308百万円）、又、当連結会計年度においては売上原価929百万円の増加（前連結会計年度末の工事損失引当金

は4,280百万円)となりました。

グループ全体の販売費及び一般管理費、営業外損益、特別損益、法人税等調整額の状況は次のとおりです。

販売費及び一般管理費は、人件費、保証工事費及び販売手数料の増加などにより9,541百万円(前期比1,202百万円増)となりました。

営業外損益は、為替差益が減少したことや米国ドル金利の上昇により支払利息が増加したことなどから1,383百万円の損(前期は、606百万円の損)となりました。

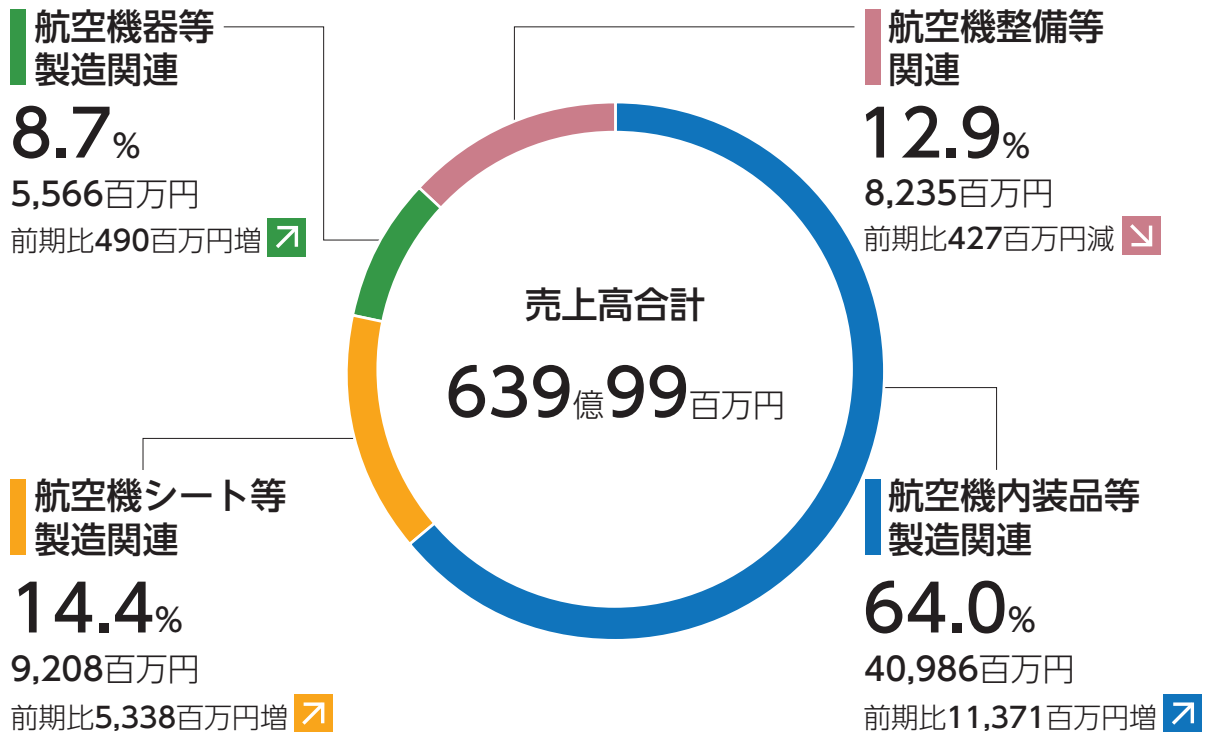
特別損益は、連結子会社であるJAMCO SINGAPORE PTE LTD. の清算に伴い関係会社清算益として141百万円を特別利益として計上しましたが、航空機シート事業の開発を伴う受注の一時凍結に伴い固定資産の減損損失として317百万円、航空機内装品セグメントにおいて、顧客との補償条項に基づく損害補償費として303百万円を特別損失として計上したことなどにより412百万円の損(前期は467百万円の益)となりました。

法人税等調整額は、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産の計上により△1,330百万円(前期は、△1,186百万円)となりました。

なお、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様には、深くお詫び申し上げますと共に、可能な限り早期に復配できるよう努めて参りますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

セグメント別業績

ご参考 事業区分別売上高構成比



(単位：百万円)

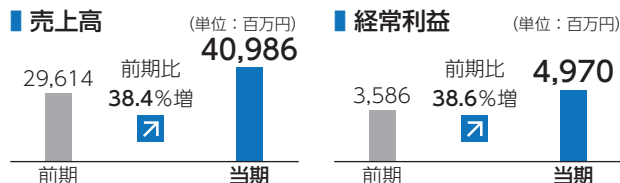
事業区分	前 期	当 期	前期比
航空機内装品等製造関連	29,614	40,986	11,371百万円増
航空機シート等製造関連	3,869	9,208	5,338百万円増
航空機器等製造関連	5,075	5,566	490百万円増
航空機整備等関連	8,663	8,235	427百万円減

セグメント別の業績は次のとおりです。

航空機内装品等製造関連

主要な事業内容

主力製品のギャレ、ラバトリーは、長年にわたる製造・販売実績と共に世界的シェアを誇っております。又、機内改修などのアフター・マーケット・ビジネスにも注力しております。



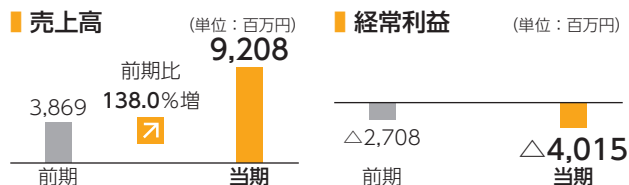
当事業では、ボーイング787型機向け製品の出荷が再開したことや運航機数の増加によりエアライン向けスペアパーツ販売が増加したことなどから、前期に比べ売上高は増加しました。又、経常利益については、原価高の影響などがあつたものの、スペアパーツ販売の増加に加え、外貨建て売上高の円安による効果などから増加しました。

この結果、航空機内装品等製造関連は、売上高40,986百万円（前期比11,371百万円増）、経常利益4,970百万円（前期比1,383百万円増）となりました。

航空機シート等製造関連

主要な事業内容

快適な空の旅を提供する高品質なプレミアム・シートを供給しております。



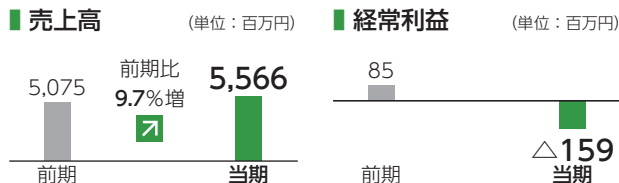
当事業では、ボーイング777型機向けビジネスクラス・シート「Venture」の出荷が進んだことなどから、前期に比べ売上高は増加しました。一方、経常損益については、他機種展開に伴う初期費用の増加、米国におけるインフレーションや円安によるドル建てコストの上昇などにより経常損失となりました。

この結果、航空機シート等製造関連は、売上高9,208百万円（前期比5,338百万円増）、経常損失4,015百万円（前期は、経常損失2,708百万円）となりました。

航空機器等製造関連

主要な事業内容

特殊工程技術を駆使して、ジェットエンジン部品、炭素繊維構造部材、熱交換器等の製造・販売をしています。



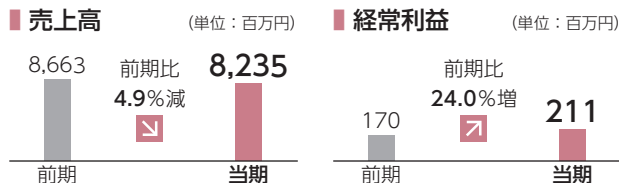
当事業では、民間航空機向け炭素繊維構造部材の出荷が増加したことなどから前期に比べ売上高は増加しました。一方、経常損益については、原価増の影響などにより経常損失となりました。

この結果、航空機器等製造関連は、売上高5,566百万円（前期比490百万円増）、経常損失159百万円（前期は、経常利益85百万円）となりました。

航空機整備等関連

主要な事業内容

当社創業以来、60余年にわたる実績を誇っており、国内最大の独立系整備専門会社として、官公庁機からエアライン機に至るまで、幅広く事業を展開しております。



当事業では、部品整備において一部プログラムの出荷が翌期に繰り延べられたことなどから前期に比べ売上高は減少しました。一方、経常利益については、機体整備が堅調に進捗したことにより採算性が向上し増加しました。

この結果、航空機整備等関連は、売上高8,235百万円（前期比427百万円減）、経常利益211百万円（前期比40百万円増）となりました。

2. 設備投資の状況

設備投資については、航空機内装品関連の主力製品であるギャレー、ラバトリー等の製造に係る金型、各事業の生産工場の改修及び施設設備の更新、業務効率向上のためのIT関連システム導入等を進めました。その結果、当期の設備投資額は1,693百万円となりました。

3. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

中長期的な事業課題

2019年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により世界の航空旅客数は大幅に減少しましたが、2023年には2019年の水準を超えるまでに回復しました。一方で、新型コロナウイルス感染症によって世界中のサプライチェーンも深刻な打撃を受け、航空需要は回復したものの現在も人員不足などの影響から供給力不足が続いています。又、環境問題をはじめとするサステナビリティ課題への世界的な意識の高まりを受け、企業が果たすべき社会的責任として、当該課題への取組みがより一層求められています。

このような状況のなか当社グループでは、人的リソース不足への対応や在庫管理の最適化、部材のリードタイムの長期化による生産納期への影響やキャッシュフロー改善など、早急に対処しなければならない課題が存在しており、中でも財務体質の改善については喫緊の課題であると認識しています。航空需要の変動に対し柔軟且つ強靱に対応していくため、より機動的に企業変革や意識改革を行い、引き続き業務プロセス改革、DX（デジタルトランスフォーメーション）等の施策を推進し、選択と集中により効率的且つ筋肉質な企業構造への変革、収益力の改善を図ってまいります。又、技術改革の取組みを強化し、新視点による事業領域の拡大を目指すと共に、安全・品質第一の企業文化の更なる醸成、マテリアリティ（重要課題）をはじめとしたサステナビリティ課題への取組みにも注力してまいります。

セグメント別の課題は次のとおりです。

[航空機内装品等製造関連及び航空機シート等製造関連]

- ①「選択と集中」の戦略に基づき、航空機シート事業の開発を伴う受注を一時的に凍結し、開発人財と生産キャパシティを当社の主力である航空機内装品事業に集約することで、需要が逼迫している内装品事業における応需能力の回復と収益力の強化を図る。
- ②品質管理の徹底や製品開発の改善、生産プロセスの効率化などを通じて、優れた品質の確保、納期遵守、スピード感のある対応、適正な価格設定などを実現し、顧客満足度の更なる向上を目指す。
- ③生産拠点の再配置や製造プロセスの標準化、サプライチェーンの効率化などを行い、海外拠点の更なる有効活用を推進することで、応需能力の強化・拡大に向けた国内外拠点の最適化とグローバル量産体制の構築を目指す。

[航空機器等製造関連及び航空機整備等関連]

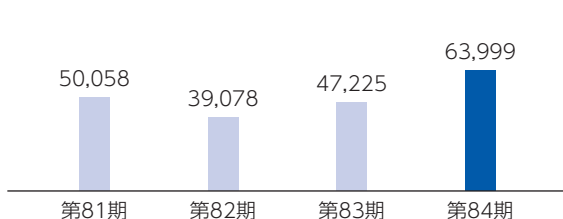
航空機器製造事業部と航空機整備事業部の組織統合によるシナジー効果を強化し、収益力を強化する。

- ①安全最優先の品質管理体制のもと、付加価値の高い製品やサービスを提供し、航空宇宙領域における『Jamco as a Service』を具現化する。
- ②スマートファクトリー、DXを推進し、生産性の向上に取り組む。
- ③次世代機を見据えた、ADP、複合材の製品開発及び特殊工程技術を活用した製品の受注獲得・売上拡大を図る。
- ④豊富な整備実績で培った事業の強みを最大限に発揮し、官需・民需の事業バランスを踏まえて、環境の変化に応じた事業拡大を目指す。

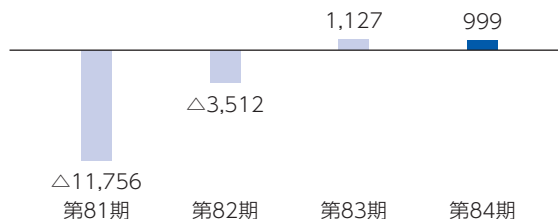
5. 財産及び損益の状況

区 分	第81期 (2021年3月期)	第82期 (2022年3月期)	第83期 (2023年3月期)	第84期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	50,058百万円	39,078百万円	47,225百万円	63,999百万円
経常利益又は経常損失 (△)	△11,756百万円	△3,512百万円	1,127百万円	999百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	△13,585百万円	△4,081百万円	2,174百万円	1,710百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	△506.46円	△152.15円	81.05円	63.75円
総資産	101,236百万円	93,651百万円	100,794百万円	108,216百万円
純資産	16,517百万円	11,095百万円	13,383百万円	15,071百万円

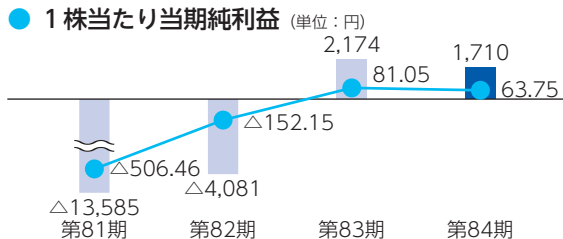
■ 売上高 (単位：百万円)



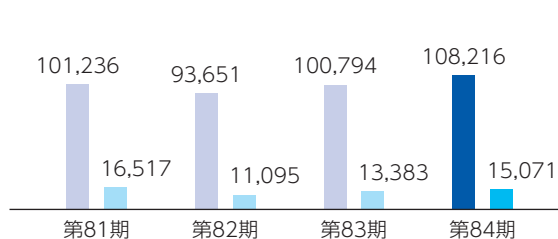
■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



■ 総資産 / ■ 純資産 (単位：百万円)



6. 主要な事業内容

事業部門	主要な事業内容
航空機内装品等製造関連事業	ギャレー、ラバトリー、ギャレー搭載用各種装備品等の製造
航空機シート等製造関連事業	航空機シート、シートコンソール等の製造
航空機器等製造関連事業	熱交換器、航空機用炭素繊維構造部材、民間航空機エンジン部品等の製造
航空機整備等関連事業	航空機の機体、装備品等の整備・改造

7. 主要な営業所及び事業所等（2024年3月31日現在）

(1) 当社

本 社	東京都立川市
航空機内装品事業部	東京都立川市
航空機器製造事業部	東京都調布市
航空機整備事業部	宮城県岩沼市・埼玉県東松山市・千葉県成田市 東京都新宿区・東京都三鷹市・大阪府豊中市

(注) 2024年4月1日付で、「航空機器製造事業部」と「航空機整備事業部」を統合し、「航空機整備・製造事業部」を新設いたしました。

(2) 子会社

株式会社 新潟ジャムコ	新潟県村上市
株式会社 宮崎ジャムコ	宮城県宮崎市
株式会社 徳島ジャムコ	本 社：東京都世田谷区 事業所：徳島県板野郡
株式会社 ジャムコ エアロテック	千葉県成田市
株式会社 オレンジ ジャムコ	東京都立川市
株式会社 ジャムコ エアロマニューファクチャリング	宮城県名取市
株式会社 中条ジャムコ	新潟県胎内市
JAMCO AMERICA, INC.	アメリカ合衆国
JAMCO PHILIPPINES, INC.	フィリピン

(注) 2024年4月1日付で、株式会社新潟ジャムコを存続会社とし、株式会社宮崎ジャムコ及び株式会社中条ジャムコを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で商号を株式会社ジャムコエアクラフトインテリアズに変更いたしました。

8. 従業員の状況

(1) 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
航空機内装品等製造関連	1,625名	100名増
航空機シート等製造関連	279名	41名増
航空機器等製造関連	221名	3名増
航空機整備等関連	401名	30名減
その他	32名	1名減
全社（共通）	134名	－
合計	2,692名	113名増

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）115名は除いてあります。
 2. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
 3. 「全社（共通）」は、人事総務等の管理部門の就業人員であります。

(2) 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,059名	47名減	45.0歳	19.7年

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（パートタイマー）62名は除いてあります。
 2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

9. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 重要な親会社の状況
特記すべき事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 新潟ジャムコ	100百万円	100%	航空機内装品製造
株式会社 宮崎ジャムコ	100百万円	100%	航空機内装品、航空機シート製造
株式会社 徳島ジャムコ	30百万円	100%	航空機、航空機装備品整備改造
株式会社 ジャムコ エアロテック	30百万円	100%	航空機、航空機装備品整備改造
株式会社 オレンジ ジャムコ	10百万円	100%	航空機部品の組立補助作業等（障がい者特例子会社）
株式会社 ジャムコ エアロマニユファクチャリング	100百万円	100%	航空機器製造
株式会社 中条ジャムコ	100百万円	100%	航空機内装品製造
JAMCO AMERICA, INC.	31,538千USD	100%	航空機内装品、航空機シートに関する業務、部品調達業務等
JAMCO PHILIPPINES, INC.	86,000千PHP	100%	航空機内装品製造

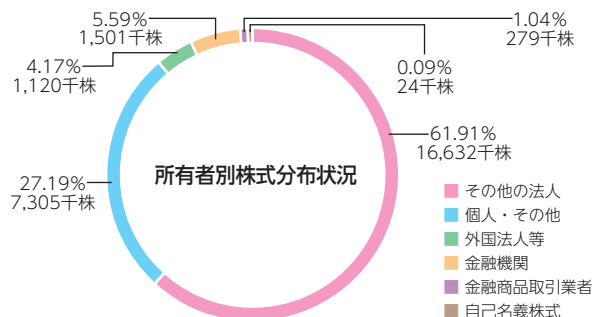
- (注) 1. 議決権比率欄は、当社保有割合及び子会社が有する間接保有割合の合計を記載しています。
2. 2024年4月1日付で、株式会社新潟ジャムコを存続会社とし、株式会社宮崎ジャムコ及び株式会社 中条ジャムコを消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で商号を株式会社ジャムコエアクラフトインテリアズに変更いたしました。
3. JAMCO AERO DESIGN & ENGINEERING PTE LTD.は、株式の一部譲渡により、2023年10月に当社の連結子会社ではなくなり、当社の持分法適用関連会社となり、Jade Engineering Pte. Ltd.へ商号を変更いたしました。
4. JAMCO SINGAPORE PTE LTD.は2021年1月に解散しており、清算手続きを進めております。
(2024年度第1四半期に清算手続き完了予定)

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	19,847 <small>百万円</small>
株式会社三菱UFJ銀行	17,376
株式会社三井住友銀行	7,274

II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 80,000,000株
2. 発行済株式総数 26,863,974株
3. 株 主 数 7,494名
(うち単元株主数 6,877名)
4. 大 株 主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
	千株	%
伊藤忠商事株式会社	8,956	33.37
ANAホールディングス株式会社	5,373	20.02
昭和飛行機工業株式会社	2,003	7.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,117	4.16
ジャムコ従業員持株会	407	1.51
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	267	0.99
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	241	0.89
J. P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JP MSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	190	0.70
MSIP CLIENT SECURITIES	171	0.63
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	116	0.43

(注) 持株比率は、自己株式 (24,852株) を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く）	6,383株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	阿部俊之	CEO	
代表取締役 副社長執行役員	米倉隆	社長補佐、航空機器製造事業担当、安全品質統括・航空機整備事業管掌	
取締役 副社長執行役員	木村敏和	人事総務管掌、広報・サステナビリティ推進担当、CAO、CCO	
取締役	高 端 優		伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門 航空宇宙部長 日本エアロスペース株式会社取締役 伊藤忠アビエーション株式会社取締役 ITOCHU Aviation, Inc.取締役 ライラック株式会社取締役
取締役	原 田 茂		全日本空輸株式会社 整備センター 副センター長
取締役	鈴 木 伸 一		

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	渡辺 樹一		一般社団法人GBL研究所 理事 合同会社Centex顧問 弁護士法人御園総合法律事務所顧問 一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会シニア・フェロー 株式会社東京衝機社外監査役
取締役	鶴 由貴		弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所 弁護士 東京弁護士会倫理特別委員会委員 日弁連知財センター委員 侵害判定諮問委員 税関専門委員 阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 独立行政法人製品評価技術基盤機構非常勤監事 杉本商事株式会社社外取締役 AREホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員)
常勤監査役	蕪木 昇		
常勤監査役	粕谷 寿久		
監査役	高橋 均		獨協大学 法学部 教授
監査役	池之上 孝幸		池之上公認会計士事務所 所長 エアロセンス株式会社監査役 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科非常勤講師 流通経済大学課外講座講師(非常勤)

- (注) 1. 高端優、原田茂、鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴の5氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役高端優氏は、大株主である伊藤忠商事株式会社 機械カンパニー プラント・船舶・航空機部門の航空宇宙部長であります。又、日本エアロスペース株式会社、伊藤忠アビエーション株式会社の取締役であります。これら3社は当社と営業上の取引関係があります。
3. 社外取締役原田茂氏は、大株主であるANAホールディングス株式会社の子会社、全日本空輸株式会社の整備センター副センター長であり、同社は当社と営業上の取引関係があります。
4. 高橋均、池之上孝幸の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 鈴木伸一、渡辺樹一、鶴由貴、高橋均、池之上孝幸の5氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
6. 監査役池之上孝幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 取締役渡辺樹一氏は、2023年12月21日付で株式会社東京衝機の社外監査役に就任いたしました。

8. 渡邊浩一郎氏は、2023年6月28日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
9. 当事業年度末日の翌日以降に以下の取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
阿部 俊之	代表取締役 会長	代表取締役 社長 CEO	2024年4月1日
米倉 隆	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐、安全品質統括管掌、航空機整備・製造事業管掌、CRO	代表取締役 副社長執行役員 社長補佐、航空機器製造事業担当、安全品質統括・航空機整備事業管掌	2024年4月1日
木村 敏和	取締役 副社長執行役員 社長補佐、人事総務管掌、広報・サステナビリティ推進担当、CCO	取締役 副社長執行役員 人事総務管掌、広報・サステナビリティ推進担当、CAO、CCO	2024年4月1日

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為等を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするため、被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び国内子会社のすべての役員（取締役、監査役）、執行役員、社外派遣役員及び退任役員であります。又、海外子会社については当社からの出向役員及び当社との兼務役員が被保険者であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の額

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

(1)-1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役員及び担務を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬（個別報酬月額）、業績連動報酬（賞与）及び株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非業務執行取締役については、その職務に鑑み、定額の個別報酬月額のみを支払うものとする。

(1)-2. 個人別の固定報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の業務執行取締役の固定報酬(個別報酬月額)は、月例の固定報酬とし、前年度の「個人業績」（定性評価）に基づき年度初頭に決定する。算定は、役位ごとに定めている標準報酬月額を基準に、「個人業績」（定性評価）を加味して一定の範囲内で加減するものとする。

なお、上記「個人業績」（定性評価）は、各担務における次の8つの評価項目に関する貢献度に応じて決定する。

①経営方針・運営方針の組織浸透、②利益・キャッシュフロー・資産効率・企業価値の向上、③組織統制・管理・人財育成、④イノベーション・価値創造、⑤課題解決・リスク低減、⑥組織間連携・効率化、⑦グループ連結経営（攻め・守り）、⑧サステナビリティ課題対応

又、社外取締役及び非業務執行取締役については、定額の個別報酬月額のみとする。

(1)-3. 個人別の業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬（賞与）は、現金報酬とする。当該年度の財務業績等に基づいて総額を決定のうえ、(1)-2.に定める「個人業績」（定性評価）及び当該年度の「組織業績」（定量評価）の2つを評価項目として使用して個人別賞与を決定し、原則として当該年度の費用として支給する。評価項目のうち「組織業績」（定量評価）には、当年度の「利益達成度」〔期初の経営計画における連結経常利益又は報告セグメント利益（経常利益）に対する各実績値割合〕を使用しており、取締役の担務に応じて、連結経常利益又は報告セグメント利益を適用するものとする。なお、単年度の業績連動報酬（賞与）は、その総額と個別報酬月額総額との合計が当年度経営計画の労務費予算の範囲内で、且つ2018年6月27日開催の第78回定時株主総会で決定した取締役の報酬総額を上限に決定するものとする。

なお、当該事項の内容は、2024年3月28日開催の取締役会において、従来の内容を一部変更し、新たに決議したものです。変更前の事項は以下のとおりです。

業績連動報酬（賞与）は、現金報酬とする。当該年度の財務業績等に基づいて総額を決定のうえ、(1)-2.に定める「個人業績」（定性評価）及び当該年度の「組織業績」（定量評価）の2つを3：1の割合で評価項目として使用して個人別賞与を決定し、原則として当該年度の費用として支給する。評価項目のうち「組織業績」（定量評価）には、当年度の「利益達成度」〔期初の経営計画における連結経常利益又は報告セグメント利益（経常利益）に対する各実績値割合〕を使用しており、取締役の担務に応じて、連結経常利益又は報告セグメント利益を適用するものとする。なお、単年度の業績連動報酬（賞与）は、その総額と個別報酬月額総額との合計が当年度経営計画の労務費予算の範囲内で、且つ2018年6月27日

開催の第78回定時株主総会で決定した取締役の報酬総額を上限に決定するものとする。

(1)-4. 非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を付与する。譲渡制限期間は対象取締役が退任するまでの期間とし、対象取締役が正当な理由なく退任した場合、その他取締役会が譲渡制限解除を認めないと定めた対象取締役の行為があった場合、付与した当社株式を無償取得するものとし、その他の譲渡制限付株式の内容は発行又は処分の都度取締役会で定めるものとする。付与株式数は、年額30百万円の範囲内で、役位、職責、株価等を踏まえ算定する株式数とする。

(1)-5. 固定報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の金銭報酬（固定報酬）、業績連動報酬（賞与）及び非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、(1)-2.、(1)-3.及び(1)-4.のとおり個別に決定するものとし、その割合については特に定めない。

(1)-6. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役の固定報酬（個別報酬月額）は、定期同額給与として毎月定額を支給することを原則とする。又、業務執行取締役の業績連動報酬（賞与）は、当該年度の業績に応じてその支給を行う場合には、原則として当該年度の費用として支給する。但し、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会にて退職慰労金制度を廃止したことに伴う退職慰労金の切り支給額については、該当の取締役が退任した以降に支払うものとする。

(1)-7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けて決定するものとする。その手続は次のとおりとする。

①代表取締役社長は、個人別の報酬等の決定が適切に行われるよう、取締役の報酬体系、個別報酬月額の決定方法、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬等について定める内規原案を作成・改廃する。

- ②取締役会からの諮問に応じて、独立役員が過半数を構成する指名報酬委員会は、①の内規原案を審議する。取締役会は、指名報酬委員会の答申を尊重し、内規を承認、決議する。
- ③代表取締役社長は、②で取締役会決議を受けた内規に従い、又、他の代表取締役との協議を経て、取締役の個人別報酬等の原案を策定する。指名報酬委員会は取締役会からの諮問に応じて、当該取締役の個人別報酬等の原案を確認のうえ答申する。代表取締役社長は取締役会からの委任を受け、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役の個人別報酬等を決定する。

なお、当該事項の内容は、2024年3月28日開催の取締役会において、従来の内容を一部変更し、新たに決議したものです。変更前の事項は以下のとおりです。

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が委任を受けて決定するものとする。その手続は次のとおりとする。

- ①代表取締役社長は、個人別の報酬等の決定が適切に行われるよう、取締役の報酬体系、個別報酬月額の方法、業績連動報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬等について定める内規原案を作成・改廃する。
- ②取締役会からの諮問に応じて、独立役員が過半数を構成する指名報酬委員会は、①の内規原案を審議する。取締役会は、指名報酬委員会の答申を尊重し、内規を承認、決議する。
- ③代表取締役社長は、②で取締役会決議を受けた内規に従い、又、他の代表取締役との協議を経て、取締役の個人別報酬等の原案を策定する。指名報酬委員会は取締役会からの諮問に応じて、当該取締役の個人別報酬等の原案を審議する。代表取締役社長は取締役会からの委任を受け、指名報酬委員会の答申を尊重し、取締役の個人別報酬等を決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会において、年額375百万円以内（うち社外取締役分は35百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、社外取締役は4名）です。又、上記の報酬枠の範囲内にて、2023年6月28日開催の第83回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の

対象取締役の員数は、3名（社外取締役を除く。）であります。

監査役の報酬額は、2018年6月27日開催の第78回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定に際しては、取締役会に先立ち、独立役員が過半数を構成する指名報酬委員会の審議を経て、同委員会の答申を尊重する形で報酬体系の枠組みや個別報酬等を規定する内規を取締役会で定め、その内規に従った決定をすることを代表取締役委任しているものであることから、取締役の個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度については、2023年3月30日開催の取締役会にて、代表取締役社長CEO阿部俊之に取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、会社及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬（賞与）の評価配分であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	126	108	8	9	8名
(うち社外取締役)	(22)	(22)	(-)	(-)	(5名)
監査役	60	60	-	-	5名
(うち社外監査役)	(13)	(13)	(-)	(-)	(3名)

- (注) 1. 上表には、2023年6月28日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等（賞与）を算定する際には、「組織業績」（定量評価）項目として、当年度の「利益達成度」〔期初の経営計画における連結経常利益又は報告セグメント利益（経常利益）に対する各実績値割合〕を使用しており、取締役の担務に応じて、連結経常利益又は報告セグメント利益を適用しておりますが、それらを選定した理由は、短期的なインセンティブを与えることにより積極的な業務執行を促進すると考えた点にあります（各実績値は「Ⅰ企業集団の現況に関する事項 1.事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。）。
3. 当社は2023年6月28日付で取締役（社外取締役及び非業務執行取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式報酬を導入すると共に役員持株会を通じた自社株式購入による株式報酬制度を廃止しております。上記非金銭報酬等には、役員持株会への拠出額を含み、当該拠出額により普通株式を1,517株取得しております。又、譲渡制限付株式報酬として交付した株式数及び交付を受けた者の人数は「Ⅱ会社の株式に関する事項 5.当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
4. 上記の非金銭報酬等に係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

重要な兼職先との関係につきましては、「Ⅲ会社役員に関する事項 1.取締役及び監査役の状況」の注記に記載のとおりであります。その他の兼職先との間には重要な取引関係等はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	主な活動状況
取締役	高 端 優	12回中12回	総合商社の航空宇宙部門において培ってきた航空業界での豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	原 田 茂	14回中14回	航空輸送業界において培ってきた経験を生かした視点から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

事業報告

区分	氏名	取締役会 出席状況	主な活動状況
取締役	鈴木 伸一	14回中13回	企業経営及び航空宇宙業界において培ってきた豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	渡辺 樹一	14回中14回	国際企業活動に関わる見識並びに米国公認会計士、公認内部監査人及び公認不正検査士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	鶴 由貴	14回中14回	弁護士として培ってきた企業法務、コーポレートガバナンス、リスク管理等に関する幅広い見識並びに歴任してきた男女共同参画に係る委員等の経験及び見識に基づき、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 取締役高橋優氏については、2023年6月28日の就任後に開催された取締役会のみを対象としておりません。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
監査役	高橋 均	14回中14回	13回中13回	監査役会において、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。又、取締役会において、主に大学教授としての法務に関する専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	池之上 孝幸	12回中12回	10回中10回	監査役会において、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。又、取締役会において、公認会計士としての豊富な監査経験及び、その専門的見識から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 監査役池之上孝幸氏については、2023年6月28日の就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

(3) 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当する事項はありません。

(4) 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当する事項はありません。

(5) 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当する事項はありません。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社と社外役員は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

Ⅳ 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

(1) 会計監査人に対する報酬

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	56百万円	—
連結子会社	—	—
計	56百万円	—

(2) 会計監査人と同一のネットワーク（Grant Thornton）に対する報酬（(1)を除く）

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当 社	—	5百万円
連結子会社	62百万円	—
計	62百万円	5百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当すると認められ、解任する必要があると判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することを決定いたします。又、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況等に鑑み、その職務を適切に遂行する事が困難と認められる場合には、会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

4. 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当する事項はありません。

5. 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の内容

(1) 処分対象

太陽有限責任監査法人

(2) 処分内容

①契約の新規の締結に関する業務の停止 3月

(2024年1月1日から同年3月31日まで)

②業務改善命令（業務管理体制の改善）

③処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

(3) 処分理由

太陽有限責任監査法人は他社の財務書類の監査において、2名の社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。

7. 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、JAMCO AMERICA, INC.、JAMCO PHILIPPINES, INC.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	6,766,761	支払手形及び買掛金	6,951,860
受取手形、売掛金及び契約資産	20,317,566	電子記録債務	5,036,497
商品及び製品	3,041,281	短期借入金	52,697,000
仕掛品	28,476,150	1年内返済予定の長期借入金	660,000
原材料及び貯蔵品	20,348,479	リース債務	191,829
未収消費税等	1,015,877	未払費用	1,052,924
その他	2,937,786	未払法人税等	183,670
貸倒引当金	△ 18,921	未払消費税等	238,494
流動資産合計	82,884,980	前受金	7,735,063
固定資産		賞与引当金	1,348,913
有形固定資産		工事損失引当金	5,209,396
建物及び構築物	5,258,220	その他	2,817,895
機械装置及び運搬具	1,361,092	流動負債合計	84,123,546
土地	3,580,497	固定負債	
リース資産	367,161	長期借入金	590,000
建設仮勘定	461,037	リース債務	335,090
その他	409,079	退職給付に係る負債	6,295,078
有形固定資産合計	11,437,090	長期未払金	98,694
無形固定資産		損害補償損失引当金	1,130,485
ソフトウェア	889,310	製品保証引当金	572,073
ソフトウェア仮勘定	1,096,308	固定負債合計	9,021,421
リース資産	118,174	負債合計	93,144,967
その他	2,847	純資産の部	
無形固定資産合計	2,106,641	株主資本	
投資その他の資産		資本金	5,359,893
投資有価証券	1,203,097	資本剰余金	4,328,358
長期前払費用	98,238	利益剰余金	4,530,558
差入保証金	75,559	自己株式	△ 19,966
繰延税金資産	10,359,446	株主資本合計	14,198,844
その他	51,896	その他の包括利益累計額	
投資その他の資産合計	11,788,239	その他有価証券評価差額金	194,339
固定資産合計	25,331,970	為替換算調整勘定	536,216
資産合計	108,216,951	退職給付に係る調整累計額	142,583
		その他の包括利益累計額合計	873,139
		純資産合計	15,071,983
		負債及び純資産合計	108,216,951

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		63,999,188
売上原価		52,074,650
売上総利益		11,924,538
販売費及び一般管理費		9,541,309
営業利益		2,383,228
営業外収益		
受取利息	57,289	
受取配当金	4,220	
為替差益	164,209	
持分法による投資利益	94,145	
受取保険金	35,200	
助成金収入	152,045	
その他	35,576	542,687
営業外費用		
支払利息	1,600,149	
売掛債権譲渡損	213,857	
支払補償費	83,327	
その他	28,723	1,926,057
経常利益		999,858
特別利益		
固定資産売却益	3,515	
関係会社清算益	141,342	
投資有価証券売却益	75,529	220,387
特別損失		
固定資産処分損	12,416	
減損損失	317,241	
損害補償費	303,319	632,978
税金等調整前当期純利益		587,267
法人税、住民税及び事業税	202,734	
法人税等調整額	△ 1,330,295	△ 1,127,560
当期純利益		1,714,828
非支配株主に帰属する当期純利益		4,138
親会社株主に帰属する当期純利益		1,710,689

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,749,238	支払手形	67,417
受取手形	49,353	買掛金	8,144,211
売掛金	18,907,507	電子記録債務	5,036,497
商品及び製品	2,872,893	短期借入金	50,426,000
仕掛品	25,810,376	1年内返済予定の長期借入金	660,000
原材料及び貯蔵品	15,550,168	リース債務	145,586
前渡金	1,996,324	未払金	1,152,037
前払費用	641,193	未払費用	416,612
未収入金	1,762,574	未払法人税等	90,874
未収消費税等	1,015,877	前受金	6,782,121
短期貸付金	5,489,000	預り金	624,409
その他	142,567	従業員預り金	490
貸倒引当金	△ 14,228	賞与引当金	903,205
		工事損失引当金	4,916,755
		設備関係支払手形	192,595
流動資産合計	78,972,846	流動負債合計	79,558,814
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	590,000
建物	3,332,195	リース債務	251,606
構築物	66,696	長期未払金	98,694
機械及び装置	632,910	退職給付引当金	4,882,207
車両運搬具	1,484	損害補償損失引当金	1,130,485
工具、器具及び備品	312,576	製品保証引当金	572,073
土地	2,408,398	固定負債合計	7,525,065
リース資産	245,050	負債合計	87,083,880
建設仮勘定	410,185		
有形固定資産合計	7,409,498	純資産の部	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	792,429	資本金	5,359,893
ソフトウェア仮勘定	1,096,108	資本剰余金	
リース資産	118,174	資本準備金	4,367,993
その他	247	その他資本剰余金	9,433
無形固定資産合計	2,006,960	資本剰余金合計	4,377,426
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	290,321	利益準備金	318,000
関係会社株式	3,392,326	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	340,000	別途積立金	1,920,000
長期貸付金	179	繰越利益剰余金	2,767,926
長期前払費用	94,941	利益剰余金合計	5,005,926
差入保証金	60,263	自己株式	△ 19,966
繰延税金資産	9,434,160	株主資本合計	14,723,279
投資その他の資産合計	13,612,194	評価・換算差額等	
固定資産合計	23,028,652	その他有価証券評価差額金	194,339
		評価・換算差額等合計	194,339
資産合計	102,001,499	純資産合計	14,917,619
		負債及び純資産合計	102,001,499

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		57,760,029
売上原価		49,021,704
売上総利益		8,738,324
販売費及び一般管理費		7,508,997
営業利益		1,229,327
営業外収益		
受取利息	429,952	
為替差益	364,378	
受取配当金	22,672	
受取保険金	35,200	
助成金収入	149,775	
その他	29,621	1,031,601
営業外費用		
支払利息	1,389,868	
売却債権譲渡損	189,285	
支払補償費	95,766	
その他	26,991	1,701,913
経常利益		559,015
特別利益		
固定資産売却益	3,515	
関係会社清算益	33,986	
投資有価証券売却益	69,819	107,321
特別損失		
固定資産処分損	3,209	
減損損失	186,154	
損害補償費	303,319	492,684
税引前当期純利益		173,652
法人税、住民税及び事業税	68,463	
法人税等調整額	△ 1,327,975	△ 1,259,512
当期純利益		1,433,164

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ジャムコ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今川義弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾形隆紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャムコの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャムコ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月16日

株式会社ジャムコ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今川義弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾形隆紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャムコの2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第84期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。さらに、社外取締役と定期的に意見交換の場を設け、情報の収集に努めました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

株式会社ジャムコ 監査役会

常勤監査役 蕪 木 昇 ㊟

常勤監査役 粕 谷 寿 久 ㊟

社外監査役 高 橋 均 ㊟

社外監査役 池 之 上 孝 幸 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内図

会場 東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目4番14号
吉祥寺エクセルホテル東急 8階「アンバサダールーム」
電話 0422-22-0109 (代)



交通の ご案内

JR・京王井の頭線「吉祥寺駅」北口下車 徒歩約5分

歩行者専用道路 内徒歩での経路 ◀.....

●お車でのご来場はご遠慮ください。

- ・飲料・軽食のご提供はございません。
- ・株主様ではない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。
- ・株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、以下、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.jamco.co.jp/ja/ir/stocks/meeting.html>

株式会社 **ジャムコ**

<https://www.jamco.co.jp>



**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。